随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(財政局分)(令和8年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先(直通)	業務名	契約業者名	契約金額(税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	契約課	228-7472	電子入札コアシステムサポートサービス業務	一般財団法人日本建設情報総合センター	2,722,500	R8.4.1	本業務は、本市が当該業者から購入した電子入札コアシステムのプログラムに対するサポートサービス業務である。本業務を適正に履行するためには、当該コアシステムに係る高度かつ詳細な知識及び技術が不可欠である。よって、開発・サポートを行っている業者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 以上のことから、当該コアシステムの開発した一般財団法人日本建設情報総合センター以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2	税務運営課	228-7851	家屋評価計算システム保守業務	扶桑電通株式会社 関西支店	2,211,000	R8.4.1	本業務は、家屋評価計算システムの適正な保守を行うことを目的とするものであり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、稼働監視や障害発生時の処置を行い、障害の再発防止策を講じるなど、当該システムの詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適さない。 当該システムの設定にかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとすると、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の長期化などが発生する恐れがあり、家屋の評価及び賦課業務に影響を与えることになり、結果として公平で適正な課税に影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した当該業者以外に無いため、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
3	税務運営課	228-3957	コンビニ等による収納業務	堺市コンビニ等による収納業務コンソーシアム 代表構成員 (株)さくらケーシーエス	-	R8.4.1	本業務を安定的・継続的に運用するためには、本市基幹システムに特化したMPNの詳細な知識及び保守等に係る技術を有していること、コンビニ収納とMPN収納を一元管理できることが必要である。詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、不具合発生時の早急な復旧作業に支障が生じ、市税のコンビニ収納やMPN収納が利用できなくなる等の問題が想定され、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は当該システムの構築を行った堺市コンビニ等による収納業務コンソーシアムしかないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	基本契約金額 3,894,000円 単価契約 1.10円/件ほか
4	税務運営課	228-1192	個人市民税電子ファイリングシステム保守業務	株式会社ジェイエス キューブ　営業ユニット	3,039,168	R8.4.1	当該システムは、システム稼働当初、賃貸借契約の元請業者が再委託先として当該業者と契約を締結し、システム構築したものである。 個人市民税電子ファイリングシステムの保守(障害管理・税制改正対応等)を行うにあたり、設定やサーバ構成等システムについての詳細な知識が必要であるが、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、当該システムを構築した当該業者のみである。 他業者が本業務を履行した場合、障害等システムの不具合に対応するにあたり、迅速な対応ができなくなることにより、区役所、市税事務所及び本庁課窓口での市民からの問合せ対応の遅延や停滞が発生する可能性が高い。併せて税制改正対応のプログラム改修時に想定外の誤りが発生した場合、課税資料を適切に紐づけ・参照ができないと個人市民税の課税誤りにつながるなど、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上の理由により本業務は当該業者でないと履行できない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
5									